

日整連

自動車整備業 賠償共済保険

自動車整備業 経営者の皆様へ



こんなとき
入っててよかった!
入ってればよかった!

事例集



一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会



一般財団法人 全国中小企業共済財団
(全共済)

目次

なぜ「自動車整備業賠償共済保険」が必要なの？



えっ！
お客様が加入している自動車保険は使えないの??

➡ P.3

受託自動車保険(対人賠償)



点検するためにお客様の車を自工場へ運転して帰る途中、歩行者をはねてケガをさせてしまった。
高額の損害賠償にビックリ!

➡ P.4

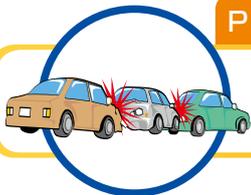
受託自動車保険(対物賠償)



精密機械を運搬しているトラックに追突してしまったらとんでもない損害賠償額に!!

➡ P.5

PL保険(対物賠償)



整備ミスが命取り。
ブレーキが利かない!!

➡ P.6

PL保険(完納車車両事故)



オイル交換後、ドレーンコックの締めが甘く、納車後にエンジンが焼き付いた。
でも大丈夫!整備ミスによる車両自体の損害も補償します。

➡ P.7

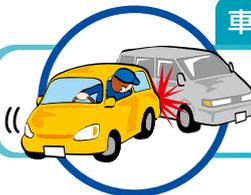
施設賠償責任保険(対物賠償)



工場の看板が落下し、通行車両に直撃!
こんな時どうしよう?

➡ P.8

車両賠償保険



工場内で受託車同士がぶつかってしまった!!
お客様からお預かりした車の運転は、より慎重に!

➡ P.9

火災保険水災保険特約



集中豪雨で、お客様からお預かりした車が全部水に浸かってしまった。

➡ P.10

火災保険水災保険特約



風災、ひょう災、雪災によるお客様の車の損害も補償します!!

➡ P.11



》》》 S自動車のお話

えっっ!

お客様が加入している自動車保険は使えないの??

S自動車の従業員Mさんが、お客様から車検のためにお預かりした車を、運輸支局に向かって運転中のことでした。

Mさんは、うつらうつらと眠くなってしまいました。

「あっ危ない!!」気が付いたときはもう遅い。信号待ちで止まっていた車に追突してしまいました。前の車の後部はぺちゃんこになり、修理費は100万円ぐらいかかるようでした。

S自動車A社長はMさんより事故の報告を受けて「うちでは特に保険に入っていないから、お客様が加入している自動車保険を使わせてもらうしかないな。」

A社長はお客様に事情を説明し、お客様の保険を使う了解を得たのでした。

「いやあ、いいお客さんでありがたい!感謝・感謝。」A社長は早速、保険会社に電話をしました。

すると保険会社の担当者は

「残念ながら、この保険では保険金お支払いの対象とはなりません。」とのこと。

えーなんで!!

相手車の修理費100万円は全額S自動車が支払うことになってしまいました。



整備事業者の業務遂行中の事故は、お客様が加入している任意保険の自動車保険(対人・対物)では補償されません!

万が一のために「自動車整備業賠償共済保険」へのご加入をおすすめします。



A自動車のお話

点検するためにお客様の車を自工場へ運転して帰る途中、
歩行者をはねてケガをさせてしまった。
高額の損害賠償にビックリ!

A自動車の従業員Yさんは、点検するためにお客様の車を預かり、工場へ向かって運転していました。

その時、少しよそ見をしてしまい、横断歩道を渡っていた女性をはねてしまいました。
女性はぐったりとして動きません。「だ、大丈夫ですか?」Yさんは必死になって救急車を呼びました…。

女性は、一命は取り留めたものの、頭部に負ったケガで意識が戻らず、後遺障害が残ることになってしまいました。

「自動車整備業賠償共済保険」の受託自動車保険(対人賠償)で
1億2,000万円の保険金が支払われました。



特に対人事故では、整備工場の経営を左右しかねない程の損害賠償責任が発生する可能性があります。

また、被害者の年齢、収入によっては、より高額な損害賠償金となるケースもあります。



精密機械を運搬しているトラックに追突してしまったら
とんでもない損害賠償額に!!

▶▶▶ J自動車のお話

J自動車の事務員Rさんはお客様からお預かりした車を納車に行く途中、トラックに追突してしまいました。

トラックの中には精密機械が積まれており、この衝撃ですべてダメになってしまいました。

損害額はなんと800万円!!

「自動車整備業賠償共済保険」に加入していたので、受託自動車保険の対物賠償保険でカバーできました(※)。

(※)1事故につき、1万円の免責金額
(自己負担額)があります。



ぶつかったモノによっては、高額な損害賠償金になってしまうことも!!

<高額な損害賠償の事例>

- 踏切内から出られなくなってしまい、電車に衝突した。
- 宝石店のショーウィンドウに激突した。



整備ミスが命取り。
ブレーキが利かない!!

▶▶▶ D自動車のお話

お客様からブレーキの利きが悪いとの連絡があり、D自動車の従業員Sさんはお預かりした車を修理し、お客様に納車しました。

お客様がその後、運転中のことでした。なんとブレーキが利きません。

信号待ちをしていた前方の車に追突し、玉突きで2台の車がへこんでしまいました。

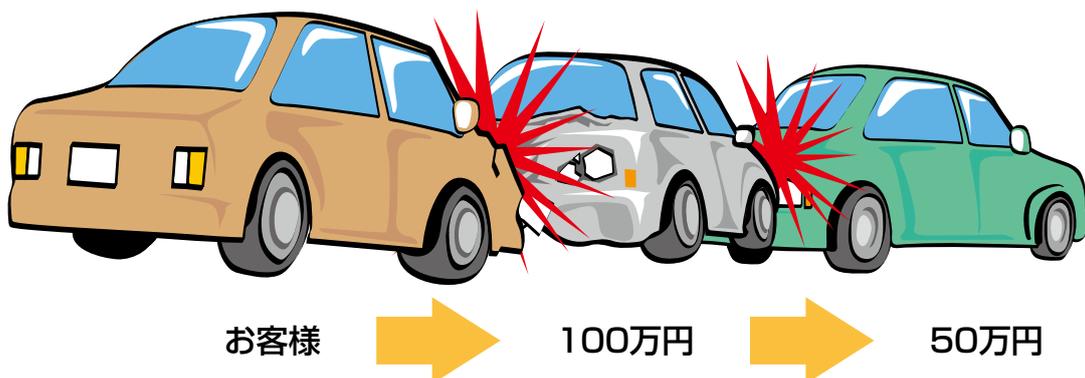
怒ったお客様はD自動車に電話しました。

「この間、修理した車のブレーキが効かなくて、玉突き事故になったじゃないか!」

調査の結果、D自動車の整備ミスが原因であることが明らかになりました。

追突したそれぞれの自動車に100万円、50万円の損害が発生してしまいましたが、「自動車整備業賠償共済保険」のPL保険(対物賠償)で保険金が支払われたので、助かりました(※)。

(※)1事故につき、3万円の免責金額(自己負担額)があります。



整備ミスは大きな事故の原因となる可能性があります! 風評リスクも心配です。
お客様の信頼を得るためには絶対あってはならないことですが、万が一のための備えが必要ではないでしょうか。



▶▶▶ F自動車のお話

オイル交換後、ドレーンコックの締めが甘く、納車後にエンジンが焼き付いた。
でも大丈夫!整備ミスによる車両自体の損害も補償します。

F自動車の従業員Mさんは、お客様の車をオイル交換し、お客様に納車しました。

その2日後、お客様より、走行中アクセルを踏んでも加速しないとの連絡が入ったので、Mさんはお客様のところへ行き確認したところ、ドレーンコックの締め付けが甘く、オイルが漏れていました。エンジンも確認したところオイル漏れが原因で焼き付いてしまっていました。

なんとエンジンの修理費用は60万円とのこと。F自動車が負担せざるを得ない状況です。

F自動車の社長はMさんに大激怒!!

「修理費に60万円もかかって、Mさんのおかげで大損だよ!!」

怒っている社長を見て事務担当である社長の娘のFさんは言いました。

「お父さん。自動車整備業賠償共済保険に入ってるでしょ! PL保険で車両自体の損害も保険が使えるはずよ!(※)」



(※) 保険期間内における保険金支払回数に応じた免責金額(自己負担額)があります。

オイル交換時のドレーンコックの締め忘れは、残念ながらとても「よくある事故」です。自分のところは大丈夫と以为っていても、人間はミスをするもの。すべてミスが無く整備できるとはかぎりません。

本制度のPL保険は整備ミスが原因で発生した納車後の事故を補償しますが、対人・対物だけでなく、お客様の車両自体の損害も補償します(完納車車両事故)。この制度の最大の特徴でもあります。



工場の看板が落下し、通行車両に直撃!
こんな時どうしよう?

▶▶▶ Kモーターズのお話

Kモーターズは創業50年を迎えます。

社長も2代目になりました。古くからのお客様が多く、地元では絶大な信頼を得ています。

工場建物とともに看板も老朽化していました。

2代目S社長は、機械には投資するけれど建物や看板はまだ使えると、改修を後回しにしていました。

ある日のことでした。工場のKモーターズの看板が錆で腐食していることが原因で落下し、道路を走っていた車に接触しました。

ケガ人はなかったものの、接触した車の修理代を弁償することになってしまいました。

でも、「自動車整備業賠償共済保険」の施設賠償責任保険(対物賠償)で車の損害を賠償するための保険金が支払われたので、助かりました。



工場建物・設備の老朽化は思わぬ大事故を招きます。

本制度の施設賠償責任保険はこの他に、社員がお客様へお茶をこぼし、お客様がやけどを負ってしまった場合等の業務遂行中の事故も補償します。



工場内で受託車同士がぶつかってしまった!!
お客様からお預かりした車の運転は、より慎重に!

▶▶▶ Nモーターズのお話

お客様からお預かりした車の整備が終わったので、従業員Yさんが車両置場に移動させていたところ、車検でお預かりしていた別のお客様の車にぶつけてしまいました。

工場構内は比較的狭く、車を保管するスペースもあまり余裕がありません。Yさんも日頃から注意はしていたのですが…

双方の車両損害を「自動車整備業賠償共済保険」の車両賠償保険でカバーしてもらいました(※)。

(※)免責金額(自己負担額)があります。
加入タイプにより金額は異なります。



工場構内で預かった自動車を移動する際、運転操作を誤り衝突するケースや、納車時や引取り時にお客様の車庫等に接触するケースなど、道路上での事故より高い頻度で発生しています。本制度では、オプション契約で車両賠償保険に加入すると、保管・管理中の受託車自体の損害をカバーします。また、受託車の保管・管理中の盗難事故にも対応が可能です。



集中豪雨で、お客様からお預かりした車が全部水に浸かってしまった。

▶▶▶ K自動車のお話

ある土曜日のことでした。本日はK自動車はお休みでした。
 少しずつ降り出した雨がだんだん強くなり、ついにはどしゃ降りになってきました。
 自宅にいたK自動車のS社長は思いました。「工場は大丈夫かなあ…行ってみよう。」

雨が少しおさまったのでS社長はK自動車へ向かったところ、お客様からお預かりした6台の車すべてが水に浸かってしまいました!

「なんということだ…」
 6台の車の損害は時価額で500万円超となります!!

でも「自動車整備業賠償共済保険」の火災
 保険水災保険特約で保険金(※)が支払われたので助かりました!



(※)1万円から10万円の範囲内で免責金額
 (自己負担額)があります。

本制度のオプション契約である、
「火災保険水災保険特約」
 は、火災・水災・風災・雪災などの受託車の損壊に対応します!
 この制度独自の補償です!



風災、ひょう災、雪災によるお客様の車の損害も
補償します!!

▶▶▶ Oモーターズのお話

6月のお話でした。空が暗くなったと思ったら、雨が降って雷が鳴ってきました。

夕立と思ったら雨ではなくて大粒のひょうに変わりました。

それを見たOモーターズのK社長は

「こんな大粒のひょうは見たことがないぞ!!」

すると、従業員のNさんは、

「大変だ〜!! 車両置場にあったお客様の車の天井がすべてへこんでる!」

被害状況を確認したところ、200万円の損害となり、Oモーターズが負担することになりました。

数日後、従業員のNさんは、

「整備振興会の担当者に聞いたところ、
自動車整備業賠償共済保険の火災保
険水災保険特約に加入をしていたら保
険金(※)が支払われるらしいですよ。」

K社長はポツリと言いました。

「あ〜。あの時加入しておけば良かった。」

(※)風災、ひょう災、雪災は、損害の額が
20万円以上となった場合に限り
支払われます。



「火災保険水災保険特約」

は、ひょう災にも対応します!

オプション契約の車両補償保険へのご加入をおすすめします。



一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会



一般財団法人 全国中小企業共済財団
(全共済)

この事例集は自動車整備業賠償共済保険での保険金支払事例をご紹介します。詳しい補償内容については「日整連自動車整備業賠償共済保険」パンフレットをご参照ください。

なお、ご不明な点については取扱代理店または引受損害保険会社にお問い合わせください。

<保険契約者>

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1

TEL : 03-3404-6141

<お取扱窓口>

<取扱代理店>

一般財団法人全国中小企業共済財団

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12

TEL : 03-3264-1511

<引受損害保険会社>

● 幹事 / 共栄火災海上保険(株)

営業統括本部

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

TEL : 03-3504-3422

● 副幹事 / 損害保険ジャパン日本興亜(株)

● 副幹事 / 東京海上日動火災保険(株)

あいおいニッセイ同和損害保険(株)

大同火災海上保険(株)

日新火災海上保険(株)

三井住友海上火災保険(株)

(50音順)